

2025（令和7）年度 被災地支援活動に対する助成金交付要項

1. 趣 旨

真宗教団連合における被災地支援活動の一環として、現地で実際に活動している加盟宗派関係団体、又は宗派と関わりのある NPO 法人等に対して助成を行い、もって真宗教団連合憲章第3条に謳われる「人類永遠の福祉」に貢献する。

2. 交付対象団体

各派から推薦された宗派関係団体、又は宗派と関わりのある NPO 法人等で、今後も継続して被災地支援活動を行う意思のある団体。

3. 助成金交付対象活動（事業）

激甚災害に指定された災害の被災地を対象に実施した以下の支援活動（事業）

①被災地におけるボランティア活動

（例：復興支援、炊き出し、傾聴ボランティア等）

②被災地の子どもを対象とした保養事業

（例：被災地の子どもを招いてのキャンプ開催等）

※年度内における同一団体からの同一被災地における申請は一度のみとする

4. 助成金額

当該事業に対する寄付金、助成金、参加費収入、年会費、繰越金等を除く、主催者純負担額について、一団体につき、別途定めた金額を上限とし助成する。（1,000 円単位切り上げ）

・ 発災から5年未満の災害 上限50万円

・ 発災から5年以上経過した災害 上限30万円

※主催者負担の生じていない事業は助成対象外とする。

※移動・宿泊に係る費用や支援活動に直接的に掛かる費用を助成の対象とする。

※「その他」「諸費」等、使途不明な用途は助成の対象外とする。

5. 申請期間

随時受付

6. 申請方法

所属（推薦）宗派を経由して、真宗教団連合事務総局宛に申請。

7. 提出物

①助成金申請書（別紙様式）

②活動の収支を明記した書類

③活動状況が把握できる写真3枚 ※真宗教団連合ホームページへの掲載用として

8. 助成方法

指定口座への振り込み（助成対象宗派・団体・NPO 法人名義の口座であることが条件）

9. 助成時期

申請内容を事務総局にて審査の後、指定口座に送金する。

以 上

問い合わせ先

真宗大谷派宗務所 総務部内

真宗教団連合事務総局

〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上る

Tel : 075-371-9182 Fax : 075-371-1214

Mail : shinshu.kyodan.ren5@gmail.com